

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（平成 7 年規則第 8 号）のほか、本組合が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

「長野県自治体情報化推進フェア 2024」会場設営委託業務

## 2 入札及び開札

- (1) 競争参加者又はその代理人は、仕様書、本入札説明書を熟覧し承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、本組合に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争参加者又はその代理人は、別紙様式 1 による入札書を提出しなければならない。郵送、電話、メール、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所  
〒380-0871 長野県長野市大字西長野字加茂北143-8  
長野県自治会館 1階 小会議室  
長野県市町村自治振興組合 事務局（鶴田）  
電 話 026-232-4923
- (5) 競争参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式 1 による入札書を提出しなければならない。
  - ア 入札の目的
  - イ 入札金額
  - ウ 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び競争入札参加資格審査申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
  - エ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (7) 競争参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (9) 競争参加者又はその代理人が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (10) 競争参加者又はその代理人の入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- (11) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (12) 競争参加者又はその代理人は、委託料の支払方法、支払回数等の契約条件に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (13) 開札の日時及び開札の場所  
令和6年10月23日（水） 14:00 ※入札終了後  
〒380-0871 長野県長野市大字西長野字加茂北143-8  
長野県自治会館 1階 小会議室
- (14) 入札回数は、3回を限度とする。第3回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約とする。なお、この場合の見積り回数は3回を限度として行う。
- (15) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (16) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (17) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は入札権限に関する委任状を、提出しなければならない。競争参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、委任状を入札書と同時に提出しなければならない。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできない。
- (19) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。  
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者  
イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (20) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人になることができない。
- (21) 開札をした場合において、競争参加者又はその代理人のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、競争参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (22) なお、入札を辞退する場合、辞退届を入札日の前日の午後5時までに当組合に提出すること。  
（様式は任意）

### 3 入札保証金 免除する。

#### 4 無効の入札書

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (2) 入札人が協定して入札した入札書
- (3) 調達業務名及び入札金額のない入札書
- (4) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札書

#### 5 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭又は電話により通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

#### 6 契約保証金

契約保証金は契約金額の10分の1の額とし、その納付は免除する。

#### 7 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から起算して7日以内に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないも

のとする。

#### 8 その他必要な事項

- (1) 競争参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関する問い合わせ先は、2－(4)のとおり。